

職員の公務災害等に伴う見舞金の未申請について

1 概要

特別区人事・厚生事務組合（以下「特人厚」という。）の「特別区職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例」により、公務災害等で休業した職員、障害認定を受けた職員、死亡した職員の遺族が、各区の所属長の証明を付した申請書を当該所属長を経由して特人厚の管理者に提出（申請）することにより、見舞金の支給を受けることができる。

しかし、中野区の公務災害担当者間における引継ぎが十分でなかったため、本事業についての認識がなく、本事業の存在については、公務災害を担当している職員が平成27年6月に開催された特人厚主催の初任者研修会に参加し、講義の中で説明を受け、了知した。

そこで、過去に本件見舞金が未申請となっている対象者がどの程度いたのかについて調査したところ、平成10年度以降、休業見舞金66件、障害見舞金3件の未申請（時効成立）があることが判明した。

2 未申請件数及び金額

(1) 休業見舞金

件数：66件 合計額：122万円（1人あたり1～12万円）

(2) 障害見舞金

件数：3件 合計額：660万円（1人あたり110～330万円）

3 原因

公務災害担当者間における引継ぎが十分でなかったため、本事業についての認識がなかった。そのため、平成12年に作成されたマニュアルにおいても当該事務に関する記載がなく、申請を行ってこなかった。

4 今後の対応

当該申請の時効（2年）を経過している分については、申請ができないことから、見舞金支給相当額を損害賠償金として支払う。

なお、時効が経過していない分については、対応済み。

5 再発防止

見舞金支給事務についてはすでにマニュアルを整備し、今後、担当内での点検・確認を徹底する。また、事務の引き継ぎを確実にを行うことにより、再発防止に努める。